

# 無料券を申請される方へ

\* よくお読みいただいてから表面の「申請書」をご記入ください \*

## 1 対象となる方

市民税非課税世帯に属する方（同一世帯全員が非課税）

**検診** の無料券をご希望の方

次の方は申請が不要です。

- ☐ 昭和31年3月31日以前に生まれた方  
（令和8年3月31日までに 70歳以上になる方）
- ☐ 65歳以上 70歳未満で障がい後期高齢者医療制度に加入されている方
- ☐ 生活保護世帯に属する方
- ☐ 中国残留邦人支援給付制度適用の方

**予防接種** の無料券をご希望の方

次の方は申請が不要です。

- ☐ 生活保護世帯に属する方
- ☐ 中国残留邦人支援給付制度適用の方

## 2 申請に必要なもの

☐ 申請者もしくは代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや資格確認書等）※窓口で手続きされる方  
※下記に該当する方は申請時に以下のものをご用意ください。

- ☐ 検診等受診者・予防接種被接種者と同一世帯以外の代理人が申請の場合 ➡【委任状】を添付
- ☐ 令和7年(2025年)1月1日現在、越谷市に住民票がない場合 ➡【同一世帯全員の非課税証明書】  
〔令和7年(2025年)1月1日現在の住所地発行のもの〕

◎予防接種の申請に限り【地方税関係情報取得同意書】の提出により情報提供ネットワークシステムにて地方税関係情報を前住所地に確認します。同一世帯全員の署名が必要になります。手続きにはマイナンバーの確認、本人確認を行います。詳細は健康づくり推進課へお問合せください。

- ☐ 成年後見人等が代理人として申請する場合【成年後見人等であることを証明できる書類(登記事項証明書等)】  
※毎年度、提出が必要です。成年後見人が法人で、代表者以外の方が来庁申請の場合は委任状が必要です。

## 3 申請場所

**健康づくり推進課  
(越谷市保健センター)**

当日発行します。

**市役所なんでも相談窓口  
北部・南部出張所、各地区センター**

申請受付のみ行います。該当する場合は、後日無料券を郵送します。  
無料券がお手元に届くまで14日程かかります。それを過ぎても届かない場合は、健康づくり推進課へご連絡ください。

## 4 注意事項

- ・ 全ての検診・予防接種とも年度1回限りの受診となります。
- ・ 無料券の申請は検診・予防接種を受ける前に、日にちに余裕をもってお願いいたします。  
検診・予防接種を受ける際に無料券をお持ちでない場合、費用は無料になりません。
- ・ 未申告の場合は課税状況の確認が出来ませんので、同一世帯全員の方の申告が必要です。
- ・ 骨粗しょう症検診・乳がん検診の集団会場での検診受診には別途健康づくり推進課への申込みが必要です。
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナ予防接種の無料券の発行は9月下旬頃を予定しています。
- ・ 市民税課税状況の判断において、当該年度の課税決定前は前年度の税情報で判断します。

〈問合せ先〉保健医療部健康づくり推進課（越谷市保健センター） 平日 8:30～17:15  
〒343-0023 越谷市東越谷10-31 電話 048-960-1100